# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種管理に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

度会町長

### 公表日

令和7年10月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種管理に関する事務					
②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。					
③システムの名称	1. 健康管理システム ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。					
2. 特定個人情報ファイル	名					
予防接種の接種歴						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表14、126の項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 未定 ] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健こども課					
②所属長の役職名	保健こども課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	度会町総務課 〒516-2195三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1111					
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	度会町保健こども課 〒516-2195三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1112					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	人 「 発生なし				

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>-</sup> 2)十分である 3)課題が残され <sup>-</sup>			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>-</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>-</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	こた提供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>-</sup> 2)十分である 3)課題が残され <sup>-</sup>			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	I	]接続しない(入手)	Ī.	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>-</sup> 2)十分である 3)課題が残され <sup>-</sup>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠				

9. 監査					
実施の有無	[ ] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1) 特 2) <del>十</del>	≹択肢> 特に力を入れて行っている −分に行っている −分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目部	平価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[  十分である	1) 特 2) 十 3) 設	<ul><li>提択肢&gt;</li><li>≒に力を入れている</li><li>一分である</li><li>課題が残されている</li></ul>		
判断の根拠	証によって限定しており、名簿	<b>算によって権限の適切な管理を</b>	D・パスワード及び指紋認証による2要素認行っている。これらの対策を講じていることによって不正に使用されるリスクへの対策は		

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5 ①部署	福祉保健課	福祉•環境課	事後	
平成28年4月1日	I-5 ②所属長	福祉保健課長	福祉・環境課長	事後	
平成28年4月1日	I -8	度会町福祉保健課	度会町福祉·環境課	事後	
平成30年4月1日	I -5 ①部署	福祉・環境課	福祉保健課	事後	
平成30年4月1日	I-5 ②所属長	福祉·環境課長	福祉保健課長	事後	
平成30年4月1日	I -8	度会町福祉・環境課	度会町福祉保健課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	十成20年10月31日   時点	平成31年 4月 1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成31年 4月 1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策	事後	評価書の様式変更。
令和5年4月14日	I -5 ①部署	福祉保健課	保健こども課	事後	
令和5年4月14日	I -5 ②所属長	福祉保健課長	保健こども課長	事後	
令和5年4月14日	I-4 法令上の根拠	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	
令和7年10月17日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システ		1. 健康管理システム ※1については、ガバメントクラウド上の標準準	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	I-3 個人 悉号の利田 注会	・番号法第9条 第1項 別表第一の10の項	・番号法第9条第1項別表14、126の項	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅱ -1 しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
今和7年10日17日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
△和7年10日17日	₩川スク対策		新設	事後	様式変更による追加
△和7年10日17日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加